令和８年4月改訂版

富山県「とみいくデジタルポイント」加盟店等募集要項

１．「とみいくデジタルポイント」概要

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに切れ目ない支援を実現することを目的として、スマートフォンアプリ「とみいくフレフレ」を通じて子育て家庭にデジタル地域通貨（とみいくデジタルポイント）を付与するもの。

名称	とみいくデジタルポイント
発行者	富山県
発行価格	1 ポイント＝1 円
有効期限	ポイントチャージ用二次元コード発行から２年間（発行者により異なる場合あり）
対象店舗	とみいくデジタルポイントが使用できる富山県内の店舗
ユーザーの申請方法	スマートフォンアプリ「とみいくフレフレアプリ」にて、ポイントチャージ用二次元コードを読み込み申請
使用条件	とみいくデジタルポイント使用取引において、とみいくデジタルポイントが不足した場合、利用者は不足分を現金その他支払方法にて支払うことができる
決済方法	事務局が確認した使用実績に応じて指定口座へ振り込む
開始時期	令和６年10月

２．参加資格

- 県内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業を行っていないこと。
- 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第４号）第２条に規定する暴力団員等ではないもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。

３．募集対象店舗・施設等

以下の商品等を取り扱う店舗・施設等を対象とする。

区分	サービス内容（例）
保育 ・ 育児支援	○一時預かり ○病児・病後児保育 ○子どもの送迎 ○こども誰でも通園制度 ○家事・育児サービス ○障害児向け福祉サービス（短期入所・日中一時支援） ○読み聞かせ絵本の購入 ○親子連れでの公共施設等の利用 ○子ども同伴でのタクシーの利用

	○おむつ等育児用品の購入 ○ベビーテック等育児用品のレンタル ○記念写真撮影 ○ケーキの購入
保 健	○任意の予防接種(インフルエンザ、おたふく風邪) ○乳児健康診査 ○母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導、産後ケア ○フッ素塗布
その他	○その他、本事業の趣旨に合致すると事務局が認めるもの

４．責務・遵守事項

とみいくデジタルポイントを使用することができる店舗又は施設（以下「加盟店等」という。）は、次に掲げる事項及びとみいくデジタルポイント加盟店等規約を遵守しなければならない。

- 別途提供するマニュアルに基づき、とみいくデジタルポイントの決済により商品等の提供を行う。この際は、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。

- 加盟店等であることが明確になるよう、とみいくデジタルポイント決済に必要な二次元コードやステッカーを見えやすい場所に掲示する。

- とみいくデジタルポイントを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
  - 利用者がアプリに入力する金額（画面）及び決済完了（決済音）を確認すること
  - 提供しようとする商品等が「とみいくフレフレアプリ加盟店等規約第５条（対象外商品）」に該当しないこと

- とみいくデジタルポイントを現金と交換しない。

- とみいくデジタルポイントによる支払で不足する分は現金等で収受する。

- 不正利用が疑われた際、事務局が利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店等はこれに協力する。※とみいくデジタルポイントの不正利用に対して、発行者は責を負わない。

- 加盟店等または利用者が不正に利益を得た疑いがある場合、事務局は調査が完了するまで当該とみいくデジタルポイント精算代金の支払いを保留することができるものとする。また不正な利益と判明した場合、加盟店等は事務局へ当該金額を返還する。

- 加盟店等と利用者との間において紛議が生じた場合、または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、加盟店等の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。

５．加盟店等の登録手続きについて

①申し込み方法

加盟店等となることを希望する方は、本募集要項及びとみいくデジタルポイント加盟店等規約に同意のうえ、下記の方法で登録の申し込みをお願いします。

※初期導入にあたる経費は発生しません。スターターキットとして提供する決済に必要な二次元コードやステッカーを、店頭に設置いただきます。

- オンライン申し込み
  【 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSegtylllPogjZp9NiM2dxcXbNtRx5vLeXizVMzf-zycuVmUjA/viewform】

- 書面による申し込み
  以下の URL より、とみいくフレフレアプリ加盟店等申込書を印刷、必要事項を記入のうえ、事務局へ送付ください。
  ※申請書のダウンロードはこちら
  【https://www.pref.toyama.jp/120101/kosodate/tomiikupoint.html】

  ≪送付先≫①、②、③いずれかの方法で送付ください。
  ①郵送
  〒930-0952
  富山県富山市町村 195 - 4 （ママスキーハウス内）
  とみいくデジタルポイント事業事務局 宛

  ②FAX：076-461-3689　　③メール：info@toyama-kosodate-dgp.com

②審査結果の通知

オンラインによる申込完了後もしくは申込書受領後、約２週間で審査結果をメール等で通知いたします。
手続きが終了したのち、後日、スターターキットを送付いたします。

６．精算について

- とみいくデジタルポイントの取引金額は、加盟店等及び利用者による操作がシステムへ反映された時点で確定する。
- 取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」という。）で締め、売上締め日の１ヶ月半後までに「とみいくデジタルポイント」の取引額を、指定口座に振り込む。
- 詳細については、別途送付予定のマニュアルに記載する。

７．お問い合わせ先

とみいくデジタルポイント事業事務局
メール：info@toyama-kosodate-dgp.com
TEL：076-461-3689　（受付時間：平日 9：00～17：00）
FAX：076-461-3689
公式ホームページ（加盟店等向け）：
https://www.pref.toyama.jp/120101/kosodate/tomiikupoint.html